2019年6月20日 改正 2020 年1月15日 改正 2020 年 6 月 22 日 改正 2024年10月25日

以下は、資金決済に関する法律第63条の11第3項及び第63条の11の2第2項の規定に基づく、第一種会員(暗号資産)における利用者財産及び履行保証暗号資 産の分別管理に係る「チェック項目」及び「チェックのポイント」を示したものとなっている。

1.	1. 全般的事項			
	チェック項目		チェックのポイント	
1.	分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は利用者財産等の分別管理の重要性を認識し、利用者財産の分別管理に関する法令・諸規則等(資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)、暗号資産交換業者に関する内閣府令(以下「府令」という)、事務ガイドライン16. 暗号資産交換業者関係(以下「事務ガイドライン」という。)、日本暗号資産等取引業協会自主規制規則・ガイドライン等)について、理解しているか。また、法令・諸規則等の内容について伝達周知されているか。		分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、利用者財産の分別管理が利用者保護に資するものであることを理解した上で、利用者財産等の分別管理の重要性を認識しているか。また、利用者財産等の分別管理の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、利用者財産等の分別管理が適切に行われるための体制の整備(内部牽制機能の確保を含む。)等のために活用しているか。分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、関連法令・諸規則等の内容について理解し、遵守する体制を整備しているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第2条第3項)分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役は、関連法令・諸規則等の内容(改訂時の内容を含む。)について社内へ周知徹底させているか。	
2.	分別管理の社内規程・規則及び手続が明確化されており、適切に運用されているか。暗号資産交換業者は、事務部門において十分にけん制機能が発揮されるような体制整備を含む、事務リスクに係る内部管理態勢を適切に整備することが要請されている(事務ガイドラインII-2-3-2-2)。 (暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第2条、第3条)	2	分別管理の社内規程等が整備されているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第3条第1項) 社内規程等において、金銭・暗号資産それぞれについて、分別管理の手続の詳細や職務分掌を含め具体的に定められているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第3条第2項) 金銭、暗号資産及び預金の預入・払出、信託の追加・解約において、それぞれ担当部署において事務マニュアルなどが整備され、そのとおり運用されているか。	
3.	分別管理の執行方法について、利用者との契約に反映されているか。	1	金銭・暗号資産それぞれについて、分別管理の執行方法が利用者との契約に反映されているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第5条第1項)なお、国内外を問わず、第三者において管理する場合に契約に明記されており、利用者からの同意を得ているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第5条第2項)	
4.	社内監査・検査が明確に規定されており、定期的に実施されているか。	① ② ③	社内監査・検査マニュアルが作成されており、社内監査・検査が実施されているか。 また、社内監査・検査報告記録が残されているか。 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況を把握した上で、リスクの種類・程度に応じて、内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか(事務ガイドラインII $-1-2$ ④)。 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく経営陣に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか(事務ガイドラインII $-1-2$ ⑤)。	
5.	分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役社長への報告体制 は整備されているか。	1	分別管理に関する法令遵守を所管する代表取締役社長への報告体制について、社内規程等において明確にされているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第3条第2項)	
6.	利用者区分管理信託の不足、区分管理預金の残高不足・不適切な解約、暗号資産の管理相違等異例事項があった場合、適切な措置が講じられる体制(※)ができているか。 ※ 異例事項の内容を把握した上で分別管理の内部統制に与える影響を検討する体制をいうものとする。		分別管理に関する法令違反が発見された場合の対応方針について規定されているか。また、実際に法令違反が発見された場合に、その対応措置を講じているか。	
7.	金融庁の検査、日本暗号資産等取引業協会の検査、公認会計士又は監査法人の監査等において指摘された事項について、適切な措置が講じられているか。	1	金融庁の検査、日本暗号資産等取引業協会の検査、公認会計士又は監査法人の監査等において指摘された事項に適切に対応しているか。また、対応について関係者へ周知徹底が図られているか。 イ 分別管理監査に対応するための必要な社内態勢(社内規則・マニュアルの策定、対応部署の設定等を含むがこれに限られない。)が整備されているか。 ロ 分別管理監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会及び監査役又は監査役会に報告されているか。 ハ 分別管理監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また、内部監査部間は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。	

部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。

8. 利用者勘定元帳及び暗号資産管理明細簿、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量の記録(府令第33条第1項第5号及び第7号)を適切に作成しているか。暗号資産交換業に関する帳簿書類は、暗号資産交換業者の業務及び利用者財産等の管理の状況を正確に反映させるとともに、分別管理監査の結果に関する記録を行わせることにより、利用者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである(事務ガイドラインII-2-2-5-1)。

※ 資金決済法第2条第15項第3号に掲げる行為を行う場合、各営 業日における管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量の記録 (府令第33条第1項第5号及び7号)の作成が要求される。そのため、金銭の分別管理にあたって、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量の記録を利用することも想定される。なお、利用者勘定元帳を作成する前提として、ブロックチェーン等のフロー情報から残高情報を作成・表示するシステム上のデータが存在することを想定している。

※ 暗号資産信用取引において暗号資産を担保として差し入れた場合は、利用者勘定元帳における信用供与に係る債務の額に準ずる情報として、当該暗号資産の名称、数量及び法定通貨への換算額を記載することを想定している。

(注)監査報告書については、日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則」を踏まえ、分別監査の基準日から4月以内に管轄の財務局に提出しなければならない。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第6条第4項)

① 利用者の全ての取引について、利用者ごとに作成される利用者勘定元帳の取引情報(利用者の氏名又は名称、入出金及びその年月日並びに差引残高、暗号資産の名称、自己・媒介・取次ぎ又は代理の別、売付け・買付け又は他の暗号資産との交換の別、約定年月日、暗号資産の数量、約定価格又は単価及び金額、暗号資産信用取引にあっては、暗号資産信用取引である旨、信用供与に係る債務の額及び弁済の期限、保証金に関する事項)及び暗号資産管理明細簿の取引情報(利用者の氏名又は名称、受入れ又は払出しの別及びその年月日並びに差引残高、利用者の暗号資産を管理する者の氏名又は名称、暗号資産の名称、暗号資産の数量)として正確に記帳されているか。(府令第35条第2項及び第3項)

また、各営業日における管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量の記録においては、利用者の金銭の額及び暗号資産の数量の合計及び利用者別の金銭の額及び暗号資産の数量が記録されているか。

9. 取引約定時及び金銭又は暗号資産を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書(府令第22条第6項の事項が記載された書面をいう。)を適切に作成し、利用者に送付しているか。また、利用者の返答及び苦情等の管理を適切に行っているか。

暗号資産交換業者は、利用者等からの申出に対して適切に対処していくことを要請されており、かかる対処を可能とするための適切な内部管理体制を整備することが求められている(事務ガイドラインII-2-2-7-1)。

- ① 利用者の全ての取引及び残高について、取引約定時及び金銭又は暗号資産を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書(府令第 22 条第 6 項の事項が記載された書面をいう。以下同じ。)が正確に作成されているか。
- ② 個別の取引の約定時及び金銭又は暗号資産を受領・出金等したときの利用者への通知 については当該取引等の都度、取引報告書については定期的に利用者に交付している か。(暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則第12条、第13条、第 14条第1項、第17条第1項)
- ③ 個別の取引の約定時及び金銭又は暗号資産を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書に対する利用者の返答及び苦情等の管理簿は適切に作成されているか
- ④ 個別の取引の約定時及び金銭又は暗号資産を受領・出金等したときの利用者への通知、及び取引報告書に対する利用者の返答及び苦情等について報告・対応・解決しているか。特に、不一致等の申出について適切に対応しているか。

2. 金銭の分別管理(全般的事項)

チェック項目

- 1. 利用者区分管理必要額(府令第 26 条第 1 項第 6 号における個別利用者区分管理金額の合計額をいう。以下「必要額」という。)は正確に計算されているか。また、利用者からの預り金は、正確に計算されているか。
 - ※ 差金決済取引に係る預り金銭は、資金決済法における暗号資産交 換業の分別管理の対象とされていない。
 - ※ 暗号資産信用取引に係る預り保証金は、資金決済法上の分別管理の対象に含めるものとする。(事務ガイドライン II-2-2-2-2 (2)①)

※ 分別管理必要額の計算は、資金決済法上求められるものを計算する。ただし、預り金銭に関してどの取引のための預り金銭か区別して 管理していない場合、預り金銭は全て資金決済法上の分別管理の対象 に含めるものとする。

チェックのポイント

- ① 必要額は、利用者ごとの預り金残高の合計額であり、利用者勘定元帳の合計額と一致しているか。利用者からの預り金の勘定残高と一致しているか。なお、差異について調整が行われている場合には、分別管理すべき金額が必要額に含まれているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第3項)
- ② 利用者からの預り金の勘定残高と、利用者勘定元帳(金銭)の残高データの合計金額は一致しているか。なお、差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が必要額に含まれているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第3項)
- ③ 資金決済法における暗号資産交換業に関して利用者から預かった預り金は全て必要額の計算に含まれているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第2号)
- ④ 必要額の計算は1円単位で行われているか。((暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第3号)
- ⑤ 利用者ごとの預り金残高について、データベース上の預り金残高をそのまま必要額とすることにより、他の利用者のマイナス残高を控除して必要額を計算しているようなことはないか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第4号)
- ⑥ 当日入金処理すべき時限が社内規程等で明確に規定され、当該時限以内に入金が確認 されたものは、当日の必要額の計算対象とされているか。(暗号資産交換業に係る利用 者財産の管理等に関する規則第8条第2項第5号)また、当日において、当該時限以降に

入金が確認されたものについては、翌営業日の必要額の計算対象とされているか。(暗 号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第8条第2項第6号) ⑦ 預り金が外貨の場合であっても、必要額の計算対象とされ、かつ、当該計算に用いる 換算レートが社内規程等で定められているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管 理等に関する規則第8条第2項第7号) ⑧ 利用者より小切手、未収入金やその他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場 合、必要額の計算対象とされているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に 関する規則第8条第2項第8号、第9号) ⑨ 会計処理ミス等による異常値は、適切に補正されているか。利用者からの預り金勘定 等、必要額の計算の根拠となる勘定科目について会計処理ミスがあれば、必要額の計 算に影響を及ぼすと考えられる。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する 規則第8条第2項第10号) ⑩ 必要額の計算過程が保存されているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に 関する規則第8条第2項第11号) 3. 金銭の分別管理(利用者区分管理信託) チェックのポイント チェック項目 1. 暗号資産交換業者を委託者とし、同社の利用者を元本の受益者として ① 暗号資産交換業者が委託者、信託会社等(資金決済法第2条第16項に定める信託会社 利用者区分管理信託に係る信託契約が締結されているか。(暗号資産 等をいう。以下同じ。)が受託者、暗号資産交換業者の利用者が元本の受益者とされて 交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第9条第1項) いるか。 ② 暗号資産交換業者において、受益者代理人が定められているか。 ③ 受益者代理人のうち少なくとも一人は、弁護士等から選任されているか。 ④ 暗号資産交換業者が信託契約を複数の受託者と契約する場合には、これらの契約に係 る受益者代理人が同一人とされているか。 ⑤ 暗号資産交換業者が、府令第26条第1項第4号に掲げる要件に該当したときは、原則 として弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使することとされているか。 ⑥ 自社の商号(名称)・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印 鑑等に変更のあるときは、信託銀行等に所定の手続がとられているか。(暗号資産交換 業に係る利用者財産の管理等に関する規則第9条第3項) ⑦ 利用者区分管理信託を委託している契約先の信託会社等に変更があった場合、既に契 約している契約の解約と新たな信託会社等との契約は、利用者区分管理信託に切れ目 が生じることがないように行われているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理 等に関する規則第9条第4項) 2. 利用者区分管理信託の運用は、府令に基づき適切に行われているか。 ① 利用者区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があ (事務ガイドライン II - 2 - 2 - 3 - 2(2)④) るものである場合を除き、以下の要件を満たしているか。 イ 信託財産に属する金銭の運用が府令第26条第1項5号に定める方法に限られてい るか。 ロ 信託財産の元本の評価額をその時価により算定するものとなっているか。(府令第 26 条第 1 項 7 号) 3. 利用者区分管理信託の追加、解約又は一部解約について、手続が明確 ① 利用者区分管理信託の追加、解約又は一部解約について、手続の詳細や職務分掌(信 化されており、適切に運用されているか。(暗号資産交換業に係る利 託の追加、解約等を行う担当者は管理部門に限定するなど)を含め具体的に定められ 用者財産の管理等に関する規則第9条第5項) ているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第9条第5項) ② 利用者区分管理信託を解約又は一部解約する場合、以下のいずれかの条件が満たされ ているか。((暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項) イ 信託財産の元本の評価額が必要額を超過する場合に、その超過額の範囲内で信託契 約の解約又は一部解約を行う。 ロ 利用者区分管理信託の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は 一部解約を行う。 ハ 利用者区分管理信託の信託不足又は不適切な解約はないか。あった場合には、必要 適切な措置が講じられたか。 4. 利用者区分管理信託の残高の照合について、手続が明確化されてお ① 利用者区分管理信託の残高の照合について、手続の詳細や職務分掌を含め具体的に定 められているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第3条第2 り、適切に運用されているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の 管理等に関する規則第4条第4項) 項) 信託財産の元本の残高と利用者区分管理必要額の照合が適切に行わ ② 残高照合担当者と追加、解約を行う者が区別され、一の役職員が兼務していないか。 れているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規 また、事故・不正行為等防止の観点から、各担当者を定期的に交代させる又は連続休 則第10条第1項、第2項第1号) 暇、研修等により職場を離れる方策をとる等の適切な措置を講じているか。(暗号資産 また、残高に不一致があった場合、適切な対応がとられているか。(暗 交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第4条第4項) 号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項 ③ 府令第 26 条第 1 項第 6 号に規定する個別利用者区分管理金額及び利用者区分管理必 第3号、第4号、第5号) 要額を、同条第2項の規定に従い毎営業日算定しているか(事務ガイドラインⅡ-2 -2-3-2(2)(4)₀ ④ 利用者区分管理信託額について、定期的な残高照合が行われているか。(暗号資産交換 業に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項第1号)例えば、

- イ 信託の追加設定の都度、信託会社等から送付される通知(例:「金銭信託お手続き ご通知」)の残高の照合
- ロ 信託会社等から契約書に基づき定期的に交付される照合書類と信託財産の元本の 残高及び利用者区分管理必要額の照合
- ⑤ 利用者区分管理信託の追加・解約に関する指図が誤っていないか確認しているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項第2号)
- ⑥ 不一致が生じている場合には、その原因分析が行われているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項第3号)
- ⑦ 照合担当者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、速やかに取締役会その他 これに準ずる意思決定機関へ報告するとともに、内部監査部門へ報告しているか。(暗 号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項第4号)
- 5. 毎営業日、信託財産の元本の評価額の合計額が必要額を上回るか確認 し、下回る場合には、速やかに信託財産が追加されているかどうか。 (暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第 2項第5号)
- 2 頃第5号)
 6. 毎営業日、信託財産の元本の評価額の合計額を必要額と比較し、不足額がある場合には、不足額が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に、その不足額に相当する額の信託財産が追加されているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項
- ① 毎営業日、信託財産の元本の評価額の合計額を必要額と比較し、不足額がある場合には、不足額が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に、その不足額に相当する額の信託財産が追加されているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第10条第2項第5号)
- ① 預り金保全額をあらかじめ社内規則で定めているか。また、当該預り金保全額を限度として利用者区分管理必要額とともに分別管理信託に係る信託財産に含めて管理しているか。

4. 暗号資産の分別管理

第5号)

チェック項目

- 1. 受託暗号資産及び履行保証暗号資産(以下、「対象暗号資産」という。) は、自己の固有財産である暗号資産(履行保証暗号資産を除く。以下 同じ。)と明確に区分し、かつ、当該利用者の暗号資産についてどの 利用者の暗号資産であるかが直ちに判別できる状態(当該利用者の暗 号資産に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる 状態を含む。)で管理されているか。(暗号資産交換業に係る利用者財 産の管理等に関する規則第11条第1項)
 - ※ 差金決済取引に係る受託暗号資産は、利用者の暗号資産の管理を 伴うときを除き、資金決済法における暗号資産交換業の分別管理の対 象とされていない。
 - ※ 暗号資産信用取引に係る代用暗号資産は、資金決済法上の分別管理の対象に含めるものとする。
 - ※ 暗号資産交換業者が借り入れた暗号資産は、資金決済法における暗号資産交換業の分別管理の対象とされていない。(府令第 23 条第 1 項第 8 号)ただし、暗号資産の借入れと称して、実質的に他人のために暗号資産を管理している場合は、分別管理の対象となる(事務ガイドライン I-1-2-2 ③)
 - ※ 区分管理必要量の計算は、資金決済法上求められるものを計算する。ただし、受託暗号資産に関してどの取引のための受託暗号資産か 区別して管理していない場合、受託暗号資産は全て分別管理対象となる。
 - ※ 金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 2 条第 3 項に規定する電子記録移転権利を表示するものについては、資金決済法における暗号資産交換業の分別管理の対象とされていない (事務ガイドライン I-1-1)。

チェックのポイント

- ① 資金決済法における暗号資産交換業に関して利用者から預かった受託暗号資産及び履 行保証暗号資産は、分別管理の対象となっているか。例えば、
 - イ 売付けのために利用者から一時的に預かった暗号資産(委任契約による場合)
 - ロ 寄託されている暗号資産
 - ハ 履行保証暗号資産
- ② 個別利用者区分管理量(受託暗号資産を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。)及び利用者区分管理必要量(個別利用者区分管理量の合計をいう。以下同じ。)、履行保証暗号資産の量及び区分管理必要量(利用者区分管理必要量と履行保証暗号資産の量の合計をいう。以下同じ。)を、毎日計算しているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第12条第1項)
 - イ 利用者区分管理必要量の計算を当該暗号資産に対し会員の定める最少単位で行う こと。ただし、単位未満の数については切り上げとすること。(暗号資産交換業に係る 利用者財産の管理等に関する規則第12条第2項第2号)
 - ロ 個別の利用者の受託暗号資産の残高がマイナスとなる場合には、当該利用者に係る 個別利用者区分管理量をゼロと計算の上、利用者区分管理必要量を計算すること。(暗 号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第12条第2項第3号)
 - ハ 暗号資産の受入処理の時限以内に受入が確認されたものを、当日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第12条第2項第4号)
 - ニ 暗号資産の受入処理の時限以降に受入が確認されたものを、翌営業日の利用者区分管理必要量の計算対象とすること。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第12条第2項第5号)
 - ホ 会計処理ミス等によって異常値が発生した場合には、適切にこれを補正すること。 (暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第12条第2項第6号)
 - へ 区分管理必要量を毎営業日算定すること。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第12条第2項第7号)
 - ト 区分管理必要量の計算過程を保存すること。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第12条第2項第8号)
- ③ 1か月を超えない期間ごとに利用者区分管理必要量に関する次のデータを照合しているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第12条3項)
 - イ 受託暗号資産の残高データ
 - ロ 会員が算定する利用者区分管理必要量
 - ハ 暗号資産管理明細簿記載の利用者ごとの預かり暗号資産の差引残高の合計量
 - ニ 布令第33条第1項第7号に定める帳簿記載の利用者ごとの預かり暗号資産の残高の 合計量
 - また、差異が生じている場合には、分別管理すべき金額が区分管理必要量に含まれていることを確認しているか。

利用者財産の管理等に関する規則第11条第1項) ⑥ 自己で管理する利用者の暗号資産について、区分管理ウォレット又は、自己の帳簿に より利用者ごとの保有量が直ちに判別できる状態にあるか。(暗号資産交換業に係る利 用者財産の管理等に関する規則第11条第1項) ① 第三者が、資金決済法の暗号資産交換業として預かった利用者の暗号資産及び履行保 2. 第三者をして管理させる対象暗号資産は、第三者において、自己で管 証暗号資産を、分別管理の対象としているか。例えば、 理する場合と同等の利用者の保護が確保されると合理的に認められ る方法により管理しているか、それ以外の方法により管理される事態 イ 売付けのために利用者から一時的に預かった暗号資産(委任契約による場合) ロ 寄託されている暗号資産 が生じた場合には、1営業日以内にこれを是正しているか。(事務ガ ハ 履行保証暗号資産 ② 第三者は、以下のウォレットをそれぞれ別のウォレットとして管理しているか。 イ 自己の固有財産である暗号資産を管理するウォレット ロ 自己の対象暗号資産を管理するウォレット ハ 第三者として委託者の固有財産である暗号資産を管理するウォレット ニ 第三者として委託者の対象暗号資産を管理するウォレット(暗号資産交換業に係 る利用者財産の管理等に関する規則第 11 条第 2 項) ③ 第三者は、委託者の対象暗号資産をウォレット又は、第三者の帳簿により委託者の利 用者ごとの保有量が直ちに判別できる状態にあるか。(暗号資産交換業に係る利用者財 産の管理等に関する規則第11条第2項) ④ 第三者は、委託者の対象暗号資産の管理について、取引内容がブロックチェーン等の ネットワークに反映されない等の事情により、ブロックチェーン等のネットワーク上 の委託者の対象暗号資産の有高が第三者の帳簿上の委託者の対象暗号資産の残高に不 足する事態を防止するために必要な措置を講じているか。 ⑤ 第三者は、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が第三者の帳 簿上の委託者の対象暗号資産の残高に満たない場合には、原因の分析を行った上、5 営業日(契約に基づいて5営業日よりも短い期限で委託者の利用者が暗号資産を払い 出せる場合には当該期限)以内に不足額を解消していることを確認しているか。 ⑥ 第三者は、以下の措置を講じていることを確認しているか。 イ 分別管理業務を担当する部門を設置するとともに、金銭及び暗号資産の種類ごと に委託者の利用者財産等の受払いの手続を行う担当者と委託者の利用者財産等の残高 を照合する担当者を設置した上で、両担当者を兼務させないこととしているか ロ 事故不正防止等の観点から、各担当者を定期的に交代させる又は連続休暇、研修 等により職場を離れる方策をとる等の措置を講じているか。 3. 第三者をして暗号資産を管理させる場合、当該第三者による受託暗号 ① 社外委託管理業務に係る規程が定められており、社外委託管理業務を実施する部署が 資産の管理に係る業務を確認するための社内体制が整備されている あるか。 か。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第16条 ② 社外委託業務に係る規程には、第三者の暗号資産管理業務の実施状況を確認するため 第1項) の事項が定められているか。例えば、 イ 信用状況のチェックが行われているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理 ※ 資金決済法第63条の9及び府令16条各号に定める事項 等に関する規則第16条第2項第1号) ロ 外部監査等により、第三者が実施する業務の検証がなされているかを確認し、そ の検証結果又は証明書など、検証内容が確認できるものが入手されているか。(暗号資 産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第16条第2項第3号) ハ 照合担当者及び受払担当者が選任され、牽制が働く体制となっていることを確認 しているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第16条第2項第 2号) ① 暗号資産の種類ごとに、受払の手続を行う担当者と残高を照合する担当者を設置した 4. 利用者の暗号資産の受払(会社のアドレスとその他の者のアドレスの 間の移転、アドレスの変更を伴わない利用者アカウント間の移転※) 上で、両担当者を兼務させないこととしているか。また、事故・不正行為等防止の観 の体制が整備されているか。 点から、各担当者を定期的に交代させる等の措置を講じているか。(事務ガイドライン II - 2 - 2 - 3 - 2(2)(5)※ 会社のアドレスとその他の者のアドレスの間の移転…利用者か ② 自己で管理している利用者の暗号資産の受払を受払担当者が行う場合の受払に係る手 ら暗号資産の預託を受ける場合や利用者暗号資産を利用者に返還す 続を社内規程で定めているか。 ③ 社内規程に以下の事項が定められているか。 る場合 イ 受払担当者以外の者に、対象暗号資産の払出しを行わせないこと アドレスの変更を伴わない利用者アカウント間の移転…利用者間

④ 1か月を超えない期間ごとに履行保証暗号資産に関する次のデータを照合している

ハ 自己勘定元帳記載の自己が保有する暗号資産のうち履行保証暗号資産の数量の残

するウォレット(以下「区分管理ウォレット」という。)は、自己の固有財産である暗 号資産(履行保証暗号資産を除く。以下同じ。)を管理するウォレット(以下「自己管 理ウォレット」という。)とは別のウォレットとしているか。(暗号資産交換業に係る

⑤ 自己で管理する利用者の暗号資産を管理するウォレット及び履行保証暗号資産を管理

か。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第12条4項)

イ 履行保証暗号資産の残高データ

ロ 会員が算定する履行保証暗号資産の量

の暗号資産の移転 ロ 受払担当者が行う自己で管理している対象暗号資産の受払は、複数の暗号資産を 移転するために必要な秘密鍵その他の情報(以下「秘密鍵等」という。)を用いた電子 署名を必要とする等、単独の人員により受払を行うことができないような仕組みとす ること。 ④ 会社のアドレスとその他の者のアドレスの移転、アドレスの変更は伴わない利用者ア カウント間の移転のそれぞれについて、利用者ごとの保有量が自己の帳簿に反映され る仕組みとなっているか。 ⑤ 第三者をして管理させる対象暗号資産について、利用者の暗号資産を管理している第 三者のウォレットのアドレスからその他のアドレスに暗号資産が移転した際、ブロッ クチェーン等のネットワーク上の移転後の残高と利用者ごとの保有量に係る取引履歴 及び残高の報告を毎営業日に一定の頻度で、第三者から受けているか。 5. 自己で管理する暗号資産について、区分管理必要量とブロックチェー ① 残高照合に係る手続を社内規程で定めているか。 ン等のネットワーク上の残高の照合(以下「残高照合」という。)を ② 社内規程で例えば、以下の事項について記載されているか。 行う体制が整備されているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の イ 毎営業日(土日祝日に取引が行われている場合は当該取引日も含む。)に一定の頻 管理等に関する規則第13条第1項) 度で残高照合を行うこと。ただし、ブロックチェーン上の対象暗号資産の有高が異常 に減少した場合その他対象暗号資産の流出等を疑わせる事情が生じた場合には自動的 ※ブロックチェーン等の外部情報をもとにしたフロー情報から残高 かつ即座にこれを知らせる仕組みを構築している場合には、毎営業日に1回の照合で 情報を作成・表示するシステム上のデータが存在することを想定して 足りる。(事務ガイドラインII - 2 - 2 - 2 - 2 (3)④) (暗号資産交換業に係る利用者 財産の管理等に関する規則第13条第2項第1号 いる。 ロ 残高照合を担当する部署及び担当者 ※ 暗号資産の受払担当者及び受払に関する記録を担当する者と別の者が担当し、例 えば担当者を定期的に交代させるなど、事故・不正行使防止の観点から適切な措置を とっていること。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第4条第4 項) ハ 自己で管理している全てのアドレスについて、残高照合が行われていること ニ 受払担当者による区分管理ウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの 確認を行う旨(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第 13 条第 2 項第2号) ホ 差異が発生した場合、その原因分析を実施し、原因が究明できない場合は、取締 役会等意思決定機関及び内部監査部門に報告すること(暗号資産交換業に係る利用者 財産の管理等に関する規則第13条第2項第3号、第4号) へ ブロックチェーン上の区分管理ウォレットに属する対象暗号資産残高が象暗号資

6. 第三者をして管理させる場合、分別管理対象暗号資産の残高データの合計量と当該第三者の残高証明その他区分管理ウォレットに属するブロックチェーン上の分別管理対象暗号資産のあり高を証明する書類記載の数量との照合(以下「第三者との残高照合」という。)を行う体制が整備されているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第13条第2項第1号)

- ① 第三者との残高証合に係る手続を社内規程で定めているか。
- ② 社内規程で例えば、以下の事項について記載されているか。

イ 第三者をして管理させる暗号資産について、第三者との残高照合を、毎営業日(土日祝日に取引が行われている場合は当該取引日も含む。)に一定の頻度で行うこと。ただし、ブロックチェーン上の対象暗号資産の有高が異常に減少した場合その他対象暗号資産の流出等を疑わせる事情が生じた場合には自動的かつ即座にこれを知らせる仕組みを構築している場合には、毎営業日に1回の照合で足りる。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第13条第2項第1号)

産の残高データより少ない場合、その翌日から起算して5営業日以内(利用者との間で、利用者から請求があった日から起算して5営業日よりも短い期限までに受託暗号資産を払い出す旨の合意を行った場合には当該期限内)に不足を解消すること(暗号

資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第13条第2項第5号)

- ロ 第三者との残高照合を担当する部署及び担当者
- ※ 第三者に暗号資産の受払指示を担当する者及び第三者の受払に関する記録を担当する者とは別の者が担当し、定期的に交代していることが望ましい。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第4条第4項)
- ハ 第三者をして管理させる全ての対象暗号資産について、第三者との残高照合が行われていること
- ニ 第三者の受払担当者による区分管理ウォレットの受払いに関する指図が誤っていないかの確認を行う旨(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第 13条第2項第2号)
- ホ 差異が発生した場合、その原因分析を実施し、原因が究明できない場合は、取締役会等意思決定機関及び内部監査部門に報告すること(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第13条第2項第3号、第4号)
- へ 第三者の残高証明に記載の暗号資産残高と顧客勘定元帳の残高、履行保証暗号資 産及び預り暗号資産保全量の合計残高と一致していること
- 7. 自己で管理する利用者の暗号資産の秘密鍵のセキュリティが確保されているか。
- ① 区分管理ウォレットの秘密鍵と自己管理ウォレットの秘密鍵は、保管場所を区分して保管しているか(事務ガイドライン II-2-2-2-2 (3)①)。
- ② 資金決済法第63条の11第2項及び府令第27条第2項で定める要件に該当する受託 暗号資産を除き、区分管理ウォレットの秘密鍵等は、常時インターネットに接続して

	いない電子機器等(以下「オフライン環境」という。)に記録して管理する方法その他
	これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理しているか(事務ガイドラインII - 2
	- 2 - 3 - 2 (3) ⑤)。オフライン環境以外の環境で保管する秘密鍵等で利用者の暗
	号資産を管理処分できる場合、当該秘密鍵で管理処分できる暗号資産の上限をあらか
	じめ社内規程で定めているか(事務ガイドラインII - 2 - 2 - 3 - 2(3)①)。また、
	当該上限は5%以下の範囲で定めているか。(府令第27条第2項)
	③ オフライン環境以外の環境で保管する秘密鍵等で管理処分できる暗号資産の割合が社
	内規則で定めた上限比率を超えた場合、1 営業日以内にこれを是正しているか。(事務
	ガイドライン II - 2 - 2 - 3 - 2 (3)⑦)
	④ 区分管理ウォレットの秘密鍵にアクセスできる権限者を社内規程で定めており、当該
	権限者以外の者が物理的にアクセスすることができない方法で保管しているか。(暗号
	資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第 21 条第 2 項関係)
	⑤ 利用者の暗号資産を第三者に委託する場合には、委託先において、実施している秘密
	鍵等の管理状況を確認しているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関す
	る規則 16 条第 1 項)
8. 暗号資産の流出リスクへの必要な対応が行われているか。	① 受託暗号資産の流出リスクへの対応について社内規程で定めているか(事務ガイドラ
	インII $-2-2-4-2(3)②)$ 。
	② ○○規程で例えば、以下の事項について記載されているか。
	イ 受託暗号資産を移転する場合には、複数の担当者が関与すること
	ロ 秘密鍵等を管理する場合には、施錠されたセキュリティルーム、金庫など権限者以
	外の者がアクセスできない環境で保管すること
	ハ 受託暗号資産の移転について、原則として、複数の秘密鍵等を用いた電子署名を必
	要とし、各秘密鍵は保管場所を分けて管理すること
	ニ 対象暗号資産の移転に際して、当該対象暗号資産の移転に係る取引内容が真正であ
	ることを確認すること
	ホ 利用者からの依頼により対象暗号資産を外部に移転する場合の一回又は短時間に移
	転できる対象暗号資産の上限
	へ 秘密鍵を紛失した場合に備えバックアップを作成し、バックアップについても権限
	者以外の者がアクセスできない環境で保管すること
	ト 対象暗号資産の移転の手続について内部監査の対象としていること
9. 第三者をして暗号資産を管理させる場合、委託先において暗号資産の	① 委託者から預託を受けた暗号資産の流出リスクへの第三者の対応について定めた社内
流出リスクへの対応を定めた社内規定を確認しているか。	規定を確認しているか。
10. 必要保全量を社内規則で定めているか。必要保全量は利用者区分管理	① 必要保全量を社内規則で定めているか。必要保全量は利用者区分管理必要量を限度と
必要量を限度とし、その量又は利用者区分管理必要量に対する一定程	し、その量又は利用者区分管理必要量に対する一定程度の割合をもって、あらかじめ
度の割合をもって、あらかじめ規定しているか。(暗号資産交換業に	規定しているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第 11 条第
係る利用者財産の管理等に関する規則第 11 条第 3 項、第 4 項)また、	3 項)また、区分管理ウォレットの中に必要保全量を超える自己の暗号資産が混蔵す
区分管理ウォレットの中に必要保全量を超える自己の暗号資産が混	る事態が発生した場合には、当該発生日の翌日から起算して 5 営業日以内に、当該事
蔵する事態が発生した場合には、当該発生日の翌日から起算して5営	態を解消しているか。(暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則第 11
業日以内に、当該事態を解消しているか。(暗号資産交換業に係る利	条第5項)
用者財産の管理等に関する規則第 11 条第 5 項)	

5 ITに係る全般的事項

<u>ə.</u>	ITに係る全般的事項		
	チェック項目		チェックのポイント
1.	定期的にかつ適時にシステムリスクを認識・評価するように、システ	1	システムリスク管理の基本方針が定められているか。(暗号資産交換業に係るシステム
	ムリスク管理の基本方針が定められているか。(暗号資産交換業に係		リスク管理に関する規則第 4 条第 2 項)
	るシステムリスク管理に関する規則第4条第2項)		
	※ システムリスクについては、事務ガイドラインII - 2 - 3 - 1 -		
	1の意義を参照する。		
2.	システムリスク管理の基本方針に従い、システムリスク評価を実施し	1	システムリスク管理の基本方針に従い、システムリスク評価の実施時期、頻度、実施
	ているか。		方法等が定められ、実際にシステムリスク評価が実施されているか。
3.	システムリスク管理の基本方針は、必要に応じて見直しが行われてい	1	システムリスク管理の基本方針の見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが
	るか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規		行われているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第4
	則第4条第3項)		条第3項)また、システムリスク評価の実施後の残存リスクの評価が実施され、取締
			役会に報告されているか。
4.	サイバーセキュリティ管理を行っているか。(電子決済手段関連業務	1	以下のようなサイバーセキュリティ管理を行っているか (事務ガイドライン II -2-3-1-
	に係るシステムリスク管理に関する規則第9条)		2(5))。
			イ サイバー攻撃に対するモニタリング体制などのサイバーセキュリティ管理態勢の
			整備を図っているか。
			ロ サイバー攻撃に備え、リスクベースで入口対策、内部対策、出口対策といった多

			段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。 ハ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、攻撃元の IP アドレスの特定と遮断を行う等の措置を速やかに実施する態勢を整備しているか。 ニ 脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応手順を明確に定め、組織的に実施しているか。 ホ 第三者(外部機関)のセキュリティ診断を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。 ヘ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。
5.	セキュリティ診断(ネットワークの脆弱性診断、ソースコード診断、ペネトレーションテスト等)を活用したセキュリティ水準の評価が、 定期的に実施されているか。(電子決済手段関連業務に係るシステム リスク管理に関する規則第 10 条第 4 項)	① ②	セキュリティ診断 (ネットワークの脆弱性診断、ソースコード診断、ペネトレーションテスト等)を活用するなどセキュリティ水準の評価が、組織的かつ定期的に行われているか。 セキュリティ水準の評価の結果、発見された問題点について、組織的に対応がされて
	A STATE OF THE STATE OF STATE		いるか。
6.	分別管理に関連するシステムのセキュリティ対策として侵入検知システム等が導入され、脅威の把握が行われているか。また、これらの 脅威は調査分析されているか。		
7.	サイバー攻撃やシステム障害等を想定したコンティンジェンシープランが策定され、定期的及び必要に応じて見直しが行われているか。	1	サイバー攻撃やシステム障害、情報漏えい事案等を想定したコンティンジェンシープランが策定され、計画に沿った手続書が整備されているか。(暗号資産交換業に係る緊急時対応に関する規則第5条第1項、第2項)
		2	サイバー攻撃やシステム障害、情報漏えい事案等を想定したコンティンジェンシープランの見直しの基準が定められ、当該基準に従い見直しが行われているか。(暗号資産交換業に係る緊急時対応に関する規則第5条第3項)
		3	コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的に実施し、訓練結果を踏まえてコンティンジェンシープランの見直し・拡充等を計画的に実施する態勢を整備しているか。
8.	暗号資産の流出対策が実施されているか。	1	暗号資産の流出を検知するシステム管理体制が定められているか。
		2	暗号資産の流出を検知した場合、経営陣への報告体制が定められているか。
		3	暗号資産の流出を想定したコンティンジェンシープランがあるか。
		4	暗号資産の流出を想定したコンティンジェンシープランの見直しの基準が定められ、
-			当該基準に従い見直しが行われているか。
9.	第三者が講じている以下の電子決済手段の流出対策を確認している		暗号資産の流出を検知するシステム管理体制が定められているか。
	か。	2	暗号資産の流出を検知した場合、経営陣への報告体制が定められているか。
		(3) (4)	暗号資産の流出を想定したコンティンジェンシープランがあるか。 暗号資産の流出を想定したコンティンジェンシープランの見直しの基準が定められ、
		1	当該基準に従い見直しが行われているか。

6. 分別管理に係る I Tの管理

			 チェックのポイント
1.	経営者の承認を得た職務権限規程、職務分掌規程及びセキュリティに	1	職務権限規程、職務分掌規程及びセキュリティ規程が定められているか。
	関する規程が定められているか。		
2.	重要情報について、不正アクセス等を牽制、防止する仕組みを導入し	1	重要情報について、以下のような不正アクセス等を牽制、防止する仕組みを導入して
	ているか。		いるか。(事務ガイドライン II -2-3-1-2(4)⑥)
			イ 利用する拠点の役割や職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限
			の付与
			ロ 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制
			ハ システムテスト等を実施する際の本番環境とテスト環境の分離
3.	分別管理に関連するシステムのユーザーID (※) の登録、変更は、利	1	分別管理に関連するシステムのユーザーID の登録・変更に係る手続が定められている
	用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者の承認を得た上で行		か。
	われているか。	2	定められた手続に従い、分別管理に関連するシステムのユーザーID の登録、変更が行
	利用者(ユーザー)部門責任者は承認に当たっては、業務上の権限とシ		われているか。
	ステム上の権限設定とが整合していることを確かめられているか。	3	登録・変更されたユーザーID に関し、業務上の権限とシステム上の権限とが整合して
			いるか。
	※ 例えば、社内アプリケーション・システム等を通じて、顧客からの		
	売買注文等の処理を行うことができる ID。		
4.	分別管理に関連するシステムのユーザーID(アクセス権限)について、	1	分別管理に関連するシステムのユーザーID(アクセス権限)の削除に係る手続が定め
	退職者・異動者のユーザーID(アクセス権限)は、定められた手続に従		られているか。
	い削除されているか。	2	削除事由の生じたユーザーID(アクセス権限)が定められた手続に従い削除されてい
			るか、又は無効化されているか。

5. 分別管理に関連するシステムのユーザーID に関するパスワードの │① 分別管理に関連するシステムのパスワードの設定・運用に係る手続が定められている 設定・運用に係る手続が規定されているか。 システムへのアクセスは、ユーザーID・パスワード等による認証によ ② セキュリティ規程に沿ったパスワードポリシーが、分別管理に関連するシステムに実 り制限されており、パスワードは当該規定に基づいて運用されている 装されているか。 6. 分別管理に関連するシステムの定期的なユーザーID の棚卸しに係 ① 分別管理に関連するシステムのユーザーID の棚卸しに係る手続が定められている る手続が定められているか。 か。 定期的にユーザーID の棚卸しが行われ、使用していない ID がない ② ①の手続に従い、定期的に分別管理に関連するシステムのユーザーID の棚卸しが実 か、システム上の権限と業務上の権限とが整合しているか確かめられ 施され、未使用 ID、権限相違の ID がないか調査されているか。 ③ ②の結果、未使用 ID、権限相違の ID が発見された場合、当該 ID の削除又は権限 ているか。 修正が行われているか。 ① 分別管理に関連するシステムの特権 ID の登録、変更に係る手続が定められている 7. 分別管理に関連するシステムの特権 ID(※)は、システム管理責任 者等の承認の下、許可された職員等のみに付与されているか。 ② 分別管理に関連するシステムの特権 ID の登録、変更が定められた手続に従い、実施 ※ 例えば、ユーザーID の作成・権限変更が可能、システムの設定 されていることを確かめているか。 変更(オペレーティングシステムの環境定義を含む。)やプログラム ③ 分別管理に関連するシステムの特権 ID を共用している場合、その使用又は貸出管理 の作成・更新・削除が可能、データベースマネジメントシステムにお が行われているか。 いてデータの更新が可能、などの特別な権限のある ID。 ④ 特権 ID の利用に関し、事後的なモニタリングが行われているか。 8. 分別管理に関連するシステムの不要な特権 ID は、削除されている ① 分別管理に関連するシステムの特権 ID の削除に係る手続が定められているか。 ② 削除事由の生じた特権 ID が定められた手続に従い削除されているか、又は無効化さ か。 れているか。 ① 分別管理に関連するシステムの特権 ID の棚卸しに係る手続が定められているか。 9. 分別管理に関連するシステムの定期的な特権 ID の棚卸しに係る手 続が定められているか。 ② ①の手続に従い、定期的に特権 ID の棚卸しが実施され、未使用 ID、権限相違の ID 定期的に特権 ID の棚卸しが行われ、使用していない ID がないか、 がないか調査されているか。 ③ ②の結果、未使用 ID、権限相違の ID が発見された場合、当該 ID の削除又は権限 システム上の権限と業務上の権限とが整合しているか確かめられて 修正が行われているか。 ① 各サーバーに対するアクセス記録が保存されているか。 10. 各サーバーに対するアクセス記録の保存、検証が行われているか。 ② 各サーバーに対するアクセスに不正なものがないか、検証が行われているか。 11. 分別管理に関連するシステム上管理されているデータについて、アプ ① 分別管理に関連するシステムにおけるデータの直接修正に係る手続が定められている リケーションによる処理を介さずに行う直接修正は、定められた管理 者による承認を得た上で行われているか。また、修正結果が意図した ② 定められた手続に従い、データの直接修正が行われているか。 ③ データの修正が意図したとおりに行われたことについて、確認が行われているか。 とおりになっていることを確かめられているか。 (2) 開発・変更 チェック項目 チェックのポイント 1. 経営者の承認を得たシステム導入・システム変更に関する規程が定め ① システム導入・システム変更に関する規程が定められているか。(電子決済手段関連業 られているか。 務に係るシステムリスク管理に関する規則第 11 条第 3 項) 2. 新規システム導入・プログラム変更等は、導入要件等についての検討 ① 新規システム導入・プログラム変更等に係る手続が定められているか。 がなされ、利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営 ② 利用者部門、システム管理責任者、経営者などにより、導入要件等の検討が行われた 者などの承認を得た上で決定されているか。 上で、当該プロジェクトの実施が承認されているか。 3. 新規システム導入・プログラム変更等に際し、本番環境にリリースす (1) システム導入・プログラム変更に関するテスト手続が定められているか。 る前に、システムロジック・業務フロー双方の観点からテストが実施 ② 本番環境へのリリース前にシステム導入・プログラム変更に関するテストが行われ、 されているか。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に 定められた手続に従い承認されているか。 関する規則第11条第5項、第20条第1項) 4. 新規システム導入・プログラム変更の本番環境への反映は、利用者(ユ ① システム導入・プログラム変更の本番環境への反映に係る手続が定められているか。 ーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などの承認を得た ② システム導入・プログラム変更の本番環境への反映の決定に関し、本番環境反映前に 上で実施されているか。 利用者(ユーザー)部門責任者、システム管理責任者、経営者などにより承認されてい るか。 ③ ②で承認されたシステム導入・プログラム変更が本番環境に反映されているか。 5. スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等(インターフェースジョ ① スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等 (インターフェースジョブを含む。)の変 ブを含む。)の変更は、システム管理責任者等の承認の下、実施され 更に係る手続が定められているか。 ② スケジューラに組み込まれたバッチジョブ等 (インターフェースジョブを含む。)の変 ているか。 更は、定められた手続に従い承認されているか。 ① システム設計/開発に関わるドキュメントやプログラム作成についての規程を策定し 6. システム開発の品質管理等についての規程が定められているか(事務 ガイドライン II -2-3-1-2(6))。(電子決済手段関連業務に係るシステム ているか。具体的なセキュリティ要件を明確化することなどを含めているか。 ② レビューを実施し記録を残すなど、システム開発の品質管理についての規程および手 リスク管理に関する規則第 11 条第 6 項) 順書が策定されているか。 ③ 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が取引システムを利用することが見 込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、規程や方針等を策定し、

適切に実施しているか。

① 開発環境と本番環境は、ネットワークが分離されているか。

② 本番環境に変更を加える行為が制限され、本番環境への変更権限が開発部門と分離さ

7. 本番環境への変更を加える行為は適切に制限され、開発部門と分離さ

れているか。

(3)	(3) システムの運用				
	チェック項目		チェックのポイント		
1.	経営者の承認を得た運用管理に関する規程が定められているか。(電	1	運用管理に関する規程等が定められているか。		
	子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 11				
	条第 6 項)				
2.	システム運用管理規程および手順書が策定されているか。(電子決済	1	以下のような点を考慮し、システム運用管理規程および手順書が策定されているか。		
	手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 11 条第 6		イ 監視設定において検知時の問題を効率的に切り分ける仕組み		
	項)		ロ 監視にかかわるエスカレーションルールの統一化		
			ハ 作業プロセスに、記録・承認・点検の組み込み		
			ニ システムの運用管理に係る業務の実施状況を文書にて記録し保管		
3.	システム(ソフト、ハード、ネットワークを問わず)に不具合(障害)	1	発生した障害に対する対応手続が定められているか。		
	が生じた場合、定められた関係者に連絡がなされ、対応されているか。	2	発生した障害が定められた関係者に連絡され、対応が執られているか。		
4.	管理対象のデータはあらかじめ定められた頻度・スケジュールに従っ	1	管理対象のデータのバックアップ手続及び保管場所が定められているか。		
	て定期的にバックアップされているか。	2	管理対象のデータがあらかじめ定められた頻度・スケジュールに従って定期的にバッ		
	バックアップメディアは定められた場所に保管されているか。		クアップされ、定められた場所に保管されているか。		
5.	サーバーの設置場所には、物理的なアクセス制限があるか。職務に応	1	サーバーの設置場所及び当該設置場所への物理的なアクセス制限に関する手法及び手		
	じた担当者のみがデータセンターや本番ルームにアクセスできるよ		続が定められているか。		
	うに制限されているか。	2	サーバーの設置場所に対する物理アクセスが、定められた手続に従い承認されている		
			か。		
(4)	(4) その他				
	チェッカ項目		チェックのポイント		

れているか。

	チェック項目		チェックのポイント
1.	第三者に上記管理業務の一部を委託している場合 (例えば、アプリケ	1	外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し対策を
	ーション・システムの開発・運用業務の委託や、サーバー管理の委託		講じるためのモニタリング手続が定められているか。
	等)、その管理状況についてモニタリングが行われているか。(電子決	2	定められた外部委託先のモニタリング方法に従い、モニタリングが実施されているか。
	済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 26 条第	3	クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じた
	1 項)		リスクを検討し、対策を講じているか。
			例えば、以下のような点を実施しているか。
			イ 重要なデータを処理・保存する拠点の把握
			ロ 監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映
			ハ 保証報告書の入手・評価等
		4	上記の各チェック項目のチェックに当たり、外部委託先に対して、内部監査部門又は
			システム監査人等による監査の実施又は委託先の内部統制に関する報告書が利用可能
			か。(電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則第 26 条第 4 項)
		(5)	利用できない場合は、受託会社において内部監査部門又はシステム監査人等による監
			査を実施しているか。